

令和6年度補装具の基準額改定（案）の概要について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課 自立支援振興室

令和6年度 補装具の基準額改定(案)の概要について

(1) 基本的な考え方

- 義肢、装具、車椅子等の補装具の購入に伴う経済的負担について、障害者総合支援法に基づき、補装具の購入に要する費用を支給。
- 個々の補装具の支給基準額等(大臣告示)は、3年に1回の見直しを行っており、令和6年度が改定の年となる。
- このため、義肢、装具、車椅子等の各補装具について、
 - ・ 補装具の素材となる原材料費(金属、プラスチック等)の価格高騰や、原油価格の高騰、為替相場における円安の進展などによる影響
 - ・ 補装具製作の新たな技術の導入や原材料の進歩に伴う製作の効率化等を踏まえた基準額(価格上限額)の見直しを行う。

(2) 改定案の概要

補装具の種目ごとの基準額について、上記の影響等を踏まえ、適切に反映。*次ページのとおり

(3) スケジュール

2月中旬に、パブリックコメントを実施の上、3月下旬に大臣告示を改正し、4月1日に施行。

(4) 主な改定案の内容

補装具の種目 (名称)	現行基準額 (円)	新基準額 (円)
義肢 (下腿義足) (採型料)	81,800	86,500 (+4,700)
短下肢装具 (採型料)	16,000	17,000 (+1,000)
足底装具 (採型料)	従来 of 採型方法	11,600 (+700)
	新たな採型方法	8,200 (-)
座位保持装置 (フレーム)	53,400	57,200 (+3,800)
車椅子(※)	基本価格: 採寸、適合等	17,900 (-)
	本体価格: フレーム、シート等	100,000 (▲10,000)
補聴器 (耳あな型)	137,000	144,900 (+7,900)
視覚障害者安全つえ (折りたたみ式)	4,400	5,200 (+800)
歩行補助つえ (多脚つえ)	6,600	7,600 (+1,000)
重度障害者用意思伝達装置 (視線検出入力装置)	180,000	220,000 (+40,000)

(※)車椅子については、製作に必要な採寸、適合等にかかる基本価格を新設するとともに、より経済的なモジュラー型車椅子が主流化していることを踏まえ、本体価格(車椅子を構成するフレーム、シートなど)の金額を適正化。